

ご存じですか？裁判員制度

裁判員制度が平成21年5月21日から開始されます。裁判員制度では、一つの事件で、裁判官3人に対し、裁判員は6人が選ばれます。みなさんが裁判に参加していただくこの制度。今月号では、この制度がどのようなものかを見てみましょう。



裁判員の選ばれ方

1. 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。

2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます (裁判の6~8週間前)

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います (通常は、裁判当日午前中)

裁判長から事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。

4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。

5. 裁判員裁判が始まります (通常は、裁判当日午後)

裁判員の仕事や役割

鏡石町のみなさんは郡山の裁判所に行くことになります。裁判員は、裁判官と一緒に法廷での刑事事件の審理(公判)に出席します。公判では証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も証人や被告人などに質問することができます。証人尋問や証拠調べ手続、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決定します。



みなさんが参加する制度

裁判員制度は、みなさんが裁判に参加していただく制度です。選ばれた6人の裁判員が3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めることとなります。

国民の視点、感覚が裁判に反映するため、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくこととなります。

とが期待されます。この制度の対象となる主な事件は、殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死などです。

原則的に 辞退はできません

裁判員の選ばれ方は、市町村選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿により、裁判員候補者名簿を作成します。事件ごとに候補者名簿から候補者が選ばれ、その中から裁判員が選任されることとなります。

裁判員は法律で 保護されます

実際に裁判員に選ばれたら、日当や交通費などが支払われます。裁判に要する日数は、それぞれの事件内容により異なるので一概にはいえませんが、裁判員裁判では、迅速な裁判が行われるような対策がなされるようになります。約7割の事件が3日間以内で終わると見込まれており、実際に裁判が行われる時間は通常1日に5~6時間程度と考えられています。

裁判員は、日常生活で裁判員であることを家族や親しい人に話すことは問題ありません。ただし、インターネットなどで公表することは法律上禁止されています。また、法廷で見聞されたことでは、話しても大丈夫です。

裁判員の名前や住所などの情報は、公開されませんが、事件に関して裁判員に接触すると、2年以下の懲役または20万円以下の罰金による刑罰が科せられることになっており、裁判員は法律で保護されています。

ます。実際に裁判員、または補充裁判員として裁判員裁判に参加する確率は、だいたい3,500人に1人程度と見込まれています。対象となる刑事裁判の件数により確率は変わることになります。次のような方は裁判員になることができません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた人
- ② 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- ③ 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、④ 都道府県知事及び市町村長、⑤ 審理する事件の被告人または被害者本人、その親族、同居人など、⑥ その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人などです。これは一例を示しただけですので、この他にも裁判員になることができない要件があります。

また、裁判員は原則的に辞退することができません。ただし、高齢や重い疾病や障がいにより裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所が認めた場合は辞退することができません。